

第44回経済産業省契約等評価監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	令和2年3月25日（水）経済産業省本館17階第1共用会議室	
委員	委員長 梶川 融（太陽有限責任監査法人 代表社員 会長） 委員 金子 良太（國學院大學経済学部 教授） 委員 川澤 良子（Social Policy Lab株式会社 代表取締役） 委員 藤居 俊之（東京工業大学物質理工学院 教授）	
審議対象期間	（令和元年7月1日～令和元年12月31日）	
抽出案件	一件	（備考）  以下の議題について議事を執り行った。  1. 令和元年度審議事項について（報告） 2. 令和元年度第2・3四半期に締結した契約（報告） 3. 今年度の不正・不適切案件を受けた対応方針（審議事項） 4. 令和2年度調達改善計画について（審議事項）
一般競争入札方式	一件	
最低価格方式	一件	
総合評価方式	一件	
指名競争入札方式	一件	
最低価格方式	一件	
総合評価方式	一件	
競争的随意契約	一件	
単純随意契約	一件	
	意見・質問	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>議題1. 令和元年度審議事項について（報告）</p> <p>&lt;委員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（平成31年度地球温暖化・資源循環対策等に資する調査委託費（地球温暖化問題を巡る国際動向調査（温暖化抑制に係る取り組み指針の科学的根拠）について）入札可能性調査への移行は承知した。他方で、会議運営などは定型的な業務のため、見積もりの精査は必要。再委託の場合でも複数者から見積もりを取得することを要件にするということか。</li> <li>・（審決公報に係る電子化業務 1,600件（予定）について）不合格の者が再度トライアルを受けても合格する可能性が低く、事業者から再度のトライアルは実施しない意向が示されたということか。</li> </ul> <p>&lt;委員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数応札に改善した事業は、競争性によりコスト削減の効果が出ているものと思われる。コストが下がった要因について、競争性の結果か、仕様の違いによるものか分析はされているか。</li> <li>・客観的な予定価格の作成が重要ということは理解するが、サービスの質が違うものから算定した予定価格となっている。調査事業でも「研究員」という名称で平均をとっている場合もあり、予定価格の作成についてはより研究していくことが必要。</li> </ul>	<p>&lt;会計課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仰るとおり。契約の中でそういったことを求めていくこととしている。</li> <li>・トライアルの機会は1度でその際に不合格となったと聞いている。</li> <li>・継続して実施している事業者ノウハウが蓄積されている面もある。ノウハウは手引きの作成を行い、他の事業者が参加しやすいようにはなっており、改善されていくとは思っているが、引き続き注視して参りたい。</li> </ul> <p>&lt;会計課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（令和元年秋の褒章事業など）大規模な催しものは大きなホテルの会場を借り上げるため、開催場所の規定料金等にもよる。予定価格作成の際はホテル等の公表料金に割引率をかけて算出している。これまでは1者から聞いていたものを、2者から聞き平均値を取ったため予定価格が上昇したことによる面もある。</li> <li>・承知した。4者応札に改善した事業（平成30年度新エネルギー等の導入促進のための基礎調査（再生可能エネルギー固定価格買取制度における賦課金単価算定の精緻化に向けた分析等調査）の落札率が下がった要因については、事業期間の見直しなどによる競争入札の結果と承知。引き続き分析はさせていただく。</li> </ul>
<p>議題2. 令和元年度第2・3四半期に締結した契約（報告）</p> <p>事務局から、令和元年度第2・3四半期に締結した契約について報告した。</p>	

議題3. 今年度の不正・不適切案件を受けた対応方針（審議事項）

<委員>

・内部通報等で明らかになった事案について、確定検査マニュアル等の改訂によって処置を行うということであるが、事案の公表については、経産省として対外的にどのように報告するのか。

・会計検査院からの工事に関する指摘事項は毎年指摘されるような事例。新たな再発防止はあるのか。

<委員>

・人件費の水増しについては、実績報告書に計画時を上回る工数を記載し、次年度の予定価格を上げることを意図し、金額については正しく支払われたと認識してよいか。

・事業者において確定検査の仕組みと、契約金額の支払いをそもそも理解していなかったようにも見受けられる。特に新規の事業者には事業計画の段階での単価と工数についてと、契約金額の支払時にどのような不正があるか説明した方がよい。また、複数の事業で同様に不正を働いている可能性が高いと思うが、複数の事業を確認する体制ということでもいいか。

・単価が安いということだと、入札時に低落札だった可能性が高いと思うので、低価格調査の徹底と、あまりにも単価が低い場合は、履行の可能性の確認が必要。

・専門家派遣事業について、専門家派遣の事務局の処分としては指名停止になるのか。

<会計課>

・個別事案ごとに判断している。不正が発覚した段階で事業者名を示した上で指名停止等の措置を公表している。また、事案によっては他の不正について調査を行い、その結果を公表している。

・当省で行っている公共工事ではなく、自治体が行う公共事業の補助で発生している。国が自治体を処分することはできないので、法令違反の状況を治癒するための補修工事は補助の対象外としているのも一定の抑止となっているものと思う。法令違反事案の通達を出したりもしているが、建築基準法など所管外の法令ということもあり、なかなか法令違反を見抜くのも難しい状況。

<会計課>

・健保等級単価を使用している事業者であり、大手コンサルなどに比べて単価が低く、工数を実際より水増し請求している事案。

・長年にわたりこうした慣行を続けていた。かつ、経産省の事業の9割以上を行っていた事案。過去5年分の事業のうち9割で不正を行っていたということであったので、帳簿の保存期間を過ぎたものについても全て調べている。また、類似の不正を行っている事業者がいないかについては、一定の要件をみたす事業者を調査し、していないという結果であった。更に、確定検査の段階で気づけるよう抜き打ちで行うなど再発防止をまとめている。

・事務局から更に、専門家を派遣する専門家派遣機関に依頼。事務局は専門家派遣機関に対し確定検査を実施したが、その際の帳票類が偽造

<p>・専門家を実際に派遣する機関まで契約として監視していくかは他の事例でも共有いただきたい。</p> <p>&lt;委員&gt;</p> <p>・「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日）」の適用が厳密にはされていないということであるが、応札時の確認が徹底できていなかったのか。</p> <p>・厳密に実施すれば、中小企業者などは対応が難しい。外部の専門の講師を呼んで指導してもらうなどということになれば大変なので、少なくともマニュアルを用意し、そのマニュアルを読んだことの確認ぐらいであれば一律で行っていいと思う。</p> <p>&lt;委員&gt;</p> <p>・競争入札とは言え、事業者が出してきた見積もりの妥当性・現実性を発注者側で意識してもらうことが重要。求めている質に見合った単価であるかは民間取引であれば当然買い手は考える。見積もりの積算自体に不正の誘因が働いているのではないか。手帳を確認することも重要であるが、見積もり段階での牽制がより重要。</p> <p>・専門家派遣事業について、レビューの視点になるが、こうした自己負担の導入は是非進めてもらいたい。普通の取引であれば受益者が検収を行う。受益者の自己負担があればこうした牽制が自動的に働くと思うので前向きに検討いただきたい。</p> <p>議題4. 令和2年度調達改善計画について（審議事項）</p> <p>&lt;委員&gt;</p> <p>・長年一者応札になっているが、質が確保できている事業については、競争環境にないことは</p>	<p>されており事務局としての瑕疵はない。今回は専門家派遣機関としての登録を取り消したものの。</p> <p>&lt;会計課&gt;</p> <p>・不正が起きた場合の窓口の設置などを定める指針になっており、大手の会社であれば行われているような事案が中小企業に限らず行うことになっており、今後はその運用を徹底していくということ。</p> <p>&lt;会計課&gt;</p> <p>・検討させていただく。</p>
---	--

問題であるが、きちんとした契約が成立しているということと思う。他方、質が確保されていない、もしくは質が低下しているようなものは区分けして注力して改善を図っていくという取組みもある。その場合、事業の実施自体を見直すなどの改善もあっていい。

・民間プラットフォームの活用について、民間事業者の市場調査などのスキルを吸収することは重要。他方、そういった会社が紹介した事業者のみに声がけするという事になれば問題であるので、短期的に吸収することは重要だが、中長期的にはそういったスキルを内省化できるようにする姿勢が重要。

<委員>

・事業の細分化は、問題があるにしても方針として降ろしていただきたいくない。国としては包括して委託したくなるが、相手方にノウハウがたまり、国の担当者は3年に1回程度で異動するため、異動したばかりの担当者にとって分割はリスクになる。他方、長期的な視点に立てば余計1者にノウハウがたまり、潜在的な参入事業者の可能性が減ってしまうことになってしまう。

<委員>

・実感として呼びかけの効果は大きい。他の事業者が行っている事業への入札を諦めてしまうのは、事業者側が事業の内容を正しく理解できていないということも多いと考えられるので、国側において丁寧に事業の内容を説明することをこまめに実施していくことが効果的。

<委員>

・発注者側で求めている公的サービスのアウトプット手法を明確につかんでいることが大前提。基本理念としては安ければ安い方がいいが、アウトプットがなんとなく前任から引き継がれただけで、どのような質の担保を求めているか曖昧になると一者応札し続けていた事業者の質が劣化していることによる競争誘因になることもないではないと思うが、求める質の

<p>レベルが明確であれば事業分割はクリアにしやすい。わけにくくなるのはアウトプットに対する分析的なスタンスがなくなり、ざっくりと事業を委託するがために、相手方に主導権が移ってしまっているという結果だと思われる。逆に言えば、行政行為の一部が供給者側に移りかかっている話になりなりかねないため行政行為としてリスクを抱えている。パブリックサービスへの分析視点は一番重要にさせていただきたい。</p> <p>(了)</p>	<p>&lt;会計課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・先生方のご指摘については検討させていただきたい。いずれのご指摘もどういう意識を持って発注するか、説明会に臨むか、予定価格をどのように作成するか、どのようなアウトプットをイメージして発注するか、ひとつひとつ事業実施主体である原課がどう考えるかということ。ご指摘のとおり、長く担当して詳しい職員と人事異動も頻繁にあり若手も含めて初めて担当する職員の差もあるので、会計課でしっかりとガイダンスを行ってまいりたい。</li></ul>
--	---